

原 著

医療関係法規の分類と考察

小野 恵 木村一彦

川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科

(平成10年5月20日受理)

Classification and Discussion on the Law of Medical Care

Megumi ONO and Kazuhiko KIMURA

*Department of Health & Sports Sciences
Faculty of Medical Professions
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
(Accepted May 20, 1998)*

Key words : law and regulation, medical care, health service, comprehensive medicine

Abstract

1. The concept of medical care includes not only treatment but also prevention and rehabilitation. Therefore, I will designate four functional classifications : regulation, prevention, environment and fundamental laws.
2. No difference in the amount of official support for desirable medical care between public hygiene and social service.

It is desirable to enact new fundamental law to bring together welfare and medical care.

要 約

1. 医療は治療のみではなく予防からリハビリテーションまでを包括する概念であることから規制・環境・給付・基本的諸法の4機能別の分類を試みた。
2. 公の援助が望まれる医療は公衆衛生医療と社会福祉医療に別はない。福祉と医療が融合したような新しい命名の基本法が望ましい。

1 はじめに

自然科学による未知への解明は止まるところを知らない勢いであるが、たとえ有用な発見や技術でも人間生活に直ちに応用してよいとは限らない。相当の手続きを重ねて成立に至った臓器移植法をみても、定着して効果を上げるには少なからぬ歳月を要する。

大学は新しい世代の中心的推進力となる知性と行動力の育成が期待され、自然科学分野の習得が必要な分野ほど数学や実験の明確性に幻惑されて、手法としての暗記が面倒な思考を遠ざけてしまう。これらの人たちは単に技術のみでなく、職業を持つ社会人の見識が期待されているのだから、多くの人々の合意とみられる法・法律の関係深い部分は熟知して、よりよき法の在り方とのかかわりを常に求められているのである。しかし軽視は許されないと知ってはいても資格試験の出題数も多くはない、異質と思える面倒さが試験直前の機械的暗記さえ放棄する傾向になる。筆記多岐選択式にはその評価に限界はあるが、法規に関する出題は零にはならないだろうし、他の専門分野の得点水準に差がみられない場合などとくに合否を左右する際どい存在もある。違和感が強く出題の傾向も掴めないので無視も許されない苛立ちは不幸という他ない。

関係法規を独立した科目として扱う場合の割合は医療の責任が重いとされる職種ほど小さく¹⁾、2倍の時間数にした職種もあったが²⁾、医学概論や公衆衛生さらに個別各論でも触れられるため、時間数の多い少ないではない。ただ独立した科目であるなら単なる個別法の説明には終わらないで、帰納的思考を促す工夫も大切ではないかと考えた。

明治以来の「衛生」は、昭和13年経済を加味して優れた「厚生」(省)という語が出来たけれども、戦後は医務衛生、薬務衛生、公衆衛生とし、公衆衛生をさらに保健衛生、予防衛生、環境衛生とした³⁾。衛生法規の分類についてはいろいろの考え方があるが環境衛生を除いた4種⁴⁾の分け方もある。

医療は治療のみではなく予防からリハビリテ

ーションまでを包括する概念であることから規制・環境・給付・基本的諸法の4機能別の分類を試みる。

2 既存のとらえ方

昭和27年来国民の衛生状態をわかりやすく述べて重用されている「国民衛生の動向」はよく知られた教材でもあるが、「国民福祉の動向」「保険・年金の動向」の特集3編が例年秋に刊行されている。

夫々の巻末には現行法令が一覧表で示されており、どのような法律があるのかを知るのには便利である。その分け方をみると「国民衛生の動向」は保健予防関係に20法、環境衛生関係に37法、医事関係に16法、薬事関係に10法、その他31法、計114法(表1)で、「国民福祉の動向」と「保険・年金の動向」ではともに、1. 社会福祉一般 2. 保護・援護 3. 心身障害者福祉 4. 母子福祉・児童福祉・老人福祉 5. 消費生活等 6. その他 (1)保険・年金 (2)衛生 (3)その他という分け方をしており、(2)衛生に表1のその他以外の法律から17法を集めてあるが、重要と思われる予防接種法、性病予防法、麻薬及び向精神薬取締法の3法がみられず(表2には枠に入れて追加、但し麻薬取締法は表1のまま)他に矢印で示したように精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が「保険・年金の動向」の表には3. 心身障害者福祉欄へ、1. 社会福祉一般の社会福祉士及び介護福祉士法とともに移動しており、さらに(2)衛生の救急救命士法が(3)その他欄へ、その他欄の老人保健法が4. 母子福祉・児童福祉・老人福祉にあるなどいくつかのちがいがみられた。

以上3種の「動向」に示された一覧表は、数少ない制定順に並べられたものとして理解を助けると思われるが、例えば表3に上げたような例題が、「国民衛生の動向」の分類を念頭にしたものとしたら、暗記の強要と別に考えさせられる演習ではなかろうか。

次いで法規集の分け方を3出版社目次でみる。先ず総目次を部門・編・グループ別にし(表4右上)社会経済部門、社会法編労働編、社会保障・厚生グループであったものを平成6年版よ

表1 1997年「国民衛生の動向」現行衛生関係法令

(平成9年6月1日現在) (p. 510)

保健予防関係		医療関係	
明治30年 法律第36号	伝染病予防法	昭和22年 法律第217号	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
昭和22年 101	保健所法	23	201 医師法
22 245	栄養士法	23	202 歯科医師法
23 68	予防接種法	23	203 保健婦助産婦看護婦法
23 156	優生保護法	23	204 歯科衛生士法
23 167	性病予防法	23	205 医療法
26 96	結核予防法	24	204 死体解剖保存法
26 201	検疫法	26	226 診療放射線技師法
27 248	栄養改善法	30	168 歯科技工法
32 41	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律	*32	167 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
*33 56	学校保健法	33	76 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律
33 147	調理師法	40	137 理学療法士及び作業療法士法
*35 30	じん肺法	45	19 柔道整復師法
39 155	保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法	46	64 視能訓練士法
40 141	母子保健法	54	63 角膜及び腎臓の移植に関する法律
43 53	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律	平成3年 36	救急救命士法
57 80	老人保健法		
平成元年			
2	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律		
7 123	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
8 28	らい予防法の廃止に関する法律		
環境衛生関係		薬事関係	
昭和22年 法律第233号	食品衛生法	昭和23年 法律第124号	大麻取締法
22 234	理容師法	25	303 毒物及び劇物取締法
23 48	墓地、埋葬等に関する法律	26	252 覚せい剤取締法
*23 82	農薬取締法	28	14 麻薬取締法法
*23 125	温泉法	29	71 あへん法
23 137	興行場法	31	160 採血及び供血あっせん業取締法
23 138	旅館業法	35	145 薬事法
23 139	公衆浴場法	35	146 薬剤師法
23 140	化製場等に関する法律	*48 117	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
25 207	クリーニング業法	54 55	医薬品副作用被害救済・研究振興基金法
25 247	狂犬病予防法		
28 114	と蓄場法		
*32 161	自然公園法		
32 163	美容師法		
32 164	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律		
32 177	水道法		
*33 79	下水道法		
*40 95	公害防止事業団法		
41 115	製菓衛生師法		
*42 132	公害対策基本法		
*42 138	環境衛生金融公庫法		
*43 97	大気汚染防止法		
*43 98	騒音規制法		
45 20	建築物における衛生的環境の確保に関する法律		
*45 108	公害紛争処理法		
*45 133	公害防止事業費事業者負担法		
*45 136	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律		
45 137	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
*45 138	水質汚濁防止法		
*45 139	農用地の土壤の汚染防止に関する法律		
*46 91	悪臭防止法		
*47 85	自然環境保全法		
47 95	廃棄物処理施設整備緊急措置法		
*48 111	公害健康被害の補償等に関する法律		
48 112	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		
*51 64	振動規制法		
58 43	浄化槽法		
その他の		他	
大正11年	法律第70号	健康保険法	
昭和14年	73	船員保険法	
	21 勅令 447	人口動態調査令	
	21 厚生省令 42	死産の届出に関する規定	
	*22 法律第18	統計法	
	49	労働基準法	
	50	労働災害補償保険法	
	67	地方自治法	
	164	児童福祉法	
	151	厚生省設置法	
	283	身体障害者福祉法	
	144	生活保護法	
	*26 政令第127	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令	
	118	統計報告調整法	
	160	学校給食法	
	118	売春防止法	
	157	夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律	
	118	盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律	
	192	国民健康保険法	
	37	精神薄弱者福祉法	
	133	老人福祉法	
	118	労働災害防止団体法	
	129	母子及び寡婦福祉法	
	84	心身障害者対策基本法	
	88	環境庁設置法	
	57	労働安全衛生法	
	28	作業環境測定法	
	83	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律	
	75	社会福祉・医療事業団法	
	79	行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律	
	6 117	原爆被爆者に対する援護に関する法律	

注 *印は共管のもの及び厚生省以外の省庁主管で衛生行政に密接な関係を有するもの

表2 1997年「国民の福祉の動向」現行社会福祉関係法令（p. 352）に
1997年「保険と年金の動向」現行保険・年金その他関係法令（p. 373）を追加

(平成9年7月1日現在)

法令番号	法令名	法令番号	法令名	
1. 社会福祉一般		6. その他の		
昭和23年 法律第198号	民生委員法 社会福祉事業法 日本赤十字社法 社会福祉施設職員等退職手当共済法 社会福祉・医療事業団法 社会福祉士及び介護福祉法	(1) 保険・年金		
26 45 27 305 36 155 59 75 62 30		大正11年 法律第70号 昭和14年 73 *22 50 *28 245 29 115 *33 128 *33 99 33 192 34 141 36 180 *37 152 *42 135 *45 78 *49 116	健康保険法 船員保健法 労働者災害補償保険法 私立学校教職員共済組合法 厚生年金保険法 国家公務員等共済組合法 農林漁業団体職員共済組合法 国民健康保険法 国民年金法 年金福祉事業団法 地方公務員等共済組合法 石炭鉱業年金基金法 農業者年金基金法 雇用保険法	
2. 保健・援護		(2) 衛生		
明治32年 法律第93号	行旅病人及行旅死亡人取扱法 生活保護法 戦傷病者戦没者遺族等援護法 未帰還者留守家族等援護法 引揚者給付金等支給法 未帰還者に関する特別措置法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者特別援護法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	明治30年 法律第36号 昭和22 101 22 217 22 233 23 156 23 201 23 202 23 203 23 205 25 123 26 96	伝染病予防法 地域保健法 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 食品衛生法 優生保護法 医師法 歯科医師法 保健婦助産婦看護婦法 医療法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 結核予防法 栄養改善法 じん肺法 薬事法 薬剤師法 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律 救急救命士法	
昭和25 144 27 127 28 161 32 109 34 7 38 61 38 168 40 100 41 109 42 57 平成6年 30 6 117				
3. 心身障害者福祉		(3) その他の		
昭和24年 法律第283号	身体障害者福祉法 精神薄弱者福祉法 理学療法士及び作業療法士法 心身障害者福祉協会法 障害者基本法 視能訓練士法	大正12年 法律第48号 昭和21 勅令第447号 21 厚生省令第42 *22 法律第18 *22 49	恩給法 人口動態調査令 死産の届出に関する規程 統計法 労働基準法 地方自治法 職業安定法 社会保険診療報酬支払基金法 社会保障制度審議会設置法 厚生省設置法 労働省設置法 統計報告調整法 壳春防止法 最低賃金法 身体障害者雇用促進法 同和対策事業特別措置法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物処理施設整備緊急措置法 自然環境保全法 老人保健法 環境基本法	
35 37 40 137 45 44 45 84 46 64				
4. 母子福祉・児童福祉・老人福祉				
昭和22年 法律第164号	児童福祉法 児童扶養手当法 老人福祉法 母子及び寡婦福祉法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 母子保健法 児童手当法 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律 5 38	36 238 38 133 39 129 39 134 40 141 46 73 平成元 64 5 38	35 145 35 146 平成元 2 3 36	
36 238 38 133 39 129 39 134 40 141 46 73 平成元 64 5 38				
5. 消費生活等				
昭和2年 法律第35号	公益質屋法 災害救助法 消費生活協同組合法 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律 災害対策基本法 国民生活センター法 過疎地域振興特別措置法 過疎地域活性化特別措置法	22 118 23 200 28 13 *36 223 *45 94 55 19 平成3 15	23 129 *23 266 24 151 *24 162 *27 148 *31 118 *34 137 *35 123 *44 60 *45 137 47 95 *47 85 57 80 平成5 91	社会保険診療報酬支払基金法 社会保障制度審議会設置法 厚生省設置法 労働省設置法 統計報告調整法 壳春防止法 最低賃金法 身体障害者雇用促進法 同和対策事業特別措置法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物処理施設整備緊急措置法 自然環境保全法 老人保健法 環境基本法

注 *印は共管のもの及び厚生省以外の省庁主管で社会福祉行政に密接な関係を有するもの。

表3 ある例題

[85] 次にあげる保健、衛生、およびそれらに関連した法規について、環境衛生法規と思うものには(A)、保健衛生法規には(B)、予防衛生法規には(C)、その他他の関連法規には(D)の記号を()に記入しなさい。

(14)() 伝染病予防法	(21)() 騒音規制法	この間著者略	
(30)() 悪臭防止法	(35)() 児童福祉法		
解答			
[85] (1)-(A) (2)-(B) (3)-(C) (4)-(A) (5)-(C) (6)-(A) (7)-(C) (8)-(A) (9)-(B) (10)-(A) (11)-(B) (12)-(C) (13)-(C) (14)-(A) (15)-(D) (16)-(B) (17)-(A) (18)-(A) (19)-(C) (20)-(A) (21)-(B) (22)-(C) (23)-(A) (24)-(D) (25)-(B) (26)-(B) (27)-(A) (28)-(D) (29)-(C) (30)-(B) (31)-(A) (32)-(D) (33)-(D) (34)-(A) (35)-(D) (36)-(A) (37)-(C) (38)-(A) (39)-(A) (40)-(D)			

り表4のように社会法部門を労働法編と社会保障・厚生法編に、後者を社会保険、社会福祉、高齢者社会対策、医療公衆衛生の4グループとしている。表4左のその1に上げた各法は取り合えず関係薄いと思われる法律を除いたもので、高齢者社会対策グループは他のグループに既に上げられており、重複再掲であったので割愛した。同様に表5（その2その3）は他の2社についての作業をしたものである。

表4その1と表5その2その3の3表をみてほぼ共通していたのは労働分野のみであった。薬物関連法をみると表4その1では医療・公衆衛生に、表5その2は衛生、その3は刑法編におき、母子保健法は表4その1では社会福祉に、表5その2では社会保険・社会福祉、その3では医事・衛生法にあった。

六法全書は用いる側が書き易い分け方が工夫されていると思うが、3冊の「動向」に似た相違が3社間であることがわかった。

3 4群別の試み

第1群は狭義の医療関係法規そのものともいえる法律の集まりであって、明治7（1874）年東京・京都・大阪の3府に明治政府がはじめて医療に関する総合的な指針を示した「医制」を源にしている（表6）。したがって表1にある医事関係法に薬事関係法が加わった形で、治療に必要な薬剤のみでなく血液代用・臓器・ペースメーカー等の機器や点滴用管針用具材料のすべてに亘る製造販売貯蔵が品目毎の基準つまり検定・表示に至るまで、治療にふさわしい諸条件

を具えているかの検証であって、病院や診療所の構造設備を含む。又このような場で働く職種は多いが夫々の資格や義務を定め、平成9年には精神保健福祉士法と言語聴覚士法が加わった。すべての人に一たん禁止し、その職種に必要と思われる最小限の知識技能があるとされた者だけに許すことで水準以下の事故防止がねらいである。このように第1群はよい治療を行う前の、整備条件への規制を指し、間接規制群とよんでみた。

なお我が国の法律は年号表示が正しいが表（6～9）にある個別法制定年の西暦は便宜上のもので、年号は上欄ならびに縦点線で区切ったので（ ）に入れた。（ ）が2つあるものの右側は法律名のみ改正された年であって制定年に変更はなく（例……^{1955(30年)} — ^{1955(30年)(6年)} _{歯科技工法} _{歯科技工士法}）見易いように枠で現行法を囲ってみた。枠のないものは「旧〇〇法」とよび、法律とは現在有効な現行法を指すため、個別に「現行」又は「新」をつけるのは紛らわしいことになる。

第2群（表7）は人間に身近な生活から地球規模まで公害を含む環境を、大気・水・細菌など物理・化学・生物的側面から守ろうとする群で感染防止に代表される法が多いのは、感染症死の阻止にはじまった歴史的沿革に他ならない。

古くから人間は多量死の3大原因に天災・戦争・疫病の、しかも重複して襲うことを知っていた。近代人口集中地でのコレラに対し水の使用を禁止した井戸の封鎖によって感染経路の遮断(environment)をし、起炎菌が発見されてからも必ずしも安全有効なワクチン製造にいたら

表4 U社のわけ方（部門・編・グループ、その1）

(その1)		六法全書の部門・編・グループ					
		部 門	編	グ ル ー プ			
	公物・公共施設	公 法	憲法編 国会・選挙法編 裁判法編 <u>国家行政組織法編</u>	-	-	-	内閣・行政機関 国家公務員
	環境法編	國土整備法編	地方自治法編	地方制度	地方公務員	-	
	公 法	公 法	行政通則法編 財政・租税法編	財政 租税	警察組織・警察官職務 公安・市民生活	災害 危険物 交通 営業 外事 防衛	
	勞働法編	勞働法編	警察・防衛法編	警察組織・警察官職務 公安・市民生活	災害 危険物 交通 営業 外事 防衛	土地 住宅建設 公物・公共施設 公共用地取得	
	社会法	社会法				地域開発 都市計画	
● 環境基本法（平成五法九一）	○ 水道法（昭和三二法一七七）	● 労働基準法（昭和二二法四九）	● 労働安全衛生法（昭和四七法五七）	● 勞働者災害補償保険法（昭和二二法五〇）	● 雇用保険法（昭和四九法一一六）	● 社会保障・厚生法編	環境法編 教育・文化法編 民法編 商法編 民事訴訟法編 国際私法編 刑法編 刑事訴訟法編 矯正保護法編 労働法編
○ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四五法一四二）	○ 下水道法（昭和三三法七九）	● 労働基準法（昭和二二法四九）	● 労働安全衛生法（昭和四七法五七）	● 労働者災害補償保険法（昭和二二法五〇）	● 雇用保険法（昭和四九法一一六）	● 社会保障・厚生法編	労働基準 労使関係 雇用政策・労働福祉 社会保障 社会福祉 高齢社会対策 (平成8年版より) 医療・公衆衛生 市場秩序 消費者・国民生活 金融・証券 貿易・為替
● 健康保険法（大正一一法七〇）	○ 温泉法（昭和二三法二五）	● 労働基準法（昭和二二法四九）	● 労働安全衛生法（昭和四七法五七）	● 労働者災害補償保険法（昭和二二法五〇）	● 雇用保険法（昭和四九法一一六）	● 社会保障・厚生法編	経済法編 事業関連法編 知的財産法編
○ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四八法一一一）		● 国民年金法（昭和三四法一四一）	● 国民年金法（昭和三四法一四一）	● 生活保護法（昭和二五法一四四）	● 児童福祉法（昭和二二法一六四）	● 児童手当法（昭和四六法七三）	● 地域保健法（昭和二二法一〇一）
○ 大気汚染防止法（昭和四三法九七）		● 厚生年金保険法（昭和二九法一五）	● 厚生年金保険法（昭和二九法一五）	● 児童扶養手当法（昭和三六法三八）	● 伝染病予防法（昭和三〇法三六）	○ 母子及び寡婦福祉法（昭和三九法二九）	○ 医療法（昭和二三法一〇五）
○ 国民健康保険法（昭和三三法一九二）		● 健康保険法（大正一一法七〇）	● 健康保険法（大正一一法七〇）	● 児童扶養手当法（昭和三六法三八）	● 結核予防法（昭和二六法九六）	○ 医師法（昭和二三法一〇一）	○ 医師法（昭和二三法一〇一）
		● 老人保健法（昭和五七法八〇）	● 老人保健法（昭和五七法八〇）	● 母子及び寡婦福祉法（昭和三九法二九）	● 性病予防法（昭和二三法一六七）	○ 保健婦助産婦看護婦法（昭和二三法一四五）	○ 保健婦助産婦看護婦法（昭和二三法一四五）
		● 障害者基本法（昭和四五法八四）	● 障害者基本法（昭和四五法八四）	○ 娘童扶養手当法（昭和三六法一三三）	○ 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成一法二）	○ 薬剤師法（昭和三五法一四五）	○ 薬剤師法（昭和三五法一四五）
		● 身体障害者福祉法（昭和二四法一八二）	● 身体障害者福祉法（昭和二四法一八二）	○ 母子保健法（昭和四〇法一四一）	○ 予防接種法（昭和二三法六八）	○ 母体保護法（昭和二三法一五六）	○ 母体保護法（昭和二三法一五六）
		● 精神薄弱者福祉法（昭和三五法三七）	● 精神薄弱者福祉法（昭和三五法三七）	○ 老人福祉法（昭和三六法一三三）	○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二八法一四）	○ 伝染病予防法（昭和三〇法三六）	○ 伝染病予防法（昭和三〇法三六）
		● 社会福祉事業法（昭和二六法四五）	● 政二六二	○ 母子保健法（昭和四〇法一四一）	○ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二八法一四）	○ 結核予防法（昭和二六法九六）	○ 結核予防法（昭和二六法九六）
		● 政二六二		○ あへん法（昭和二九法七一）	○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二九法七一）	○ 性病予防法（昭和二三法一六七）	○ 性病予防法（昭和二三法一六七）
				○ 大麻取締法（昭和二三法一二四）	○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二九法七一）	○ 后天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成一法二）	○ 后天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成一法二）
				○ 覚せい剤取締法（昭和二六法二五二）	○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二九法七一）	○ 予防接種法（昭和二三法六八）	○ 予防接種法（昭和二三法六八）
				○ 药物及び劇物取締法（昭和二五法三〇三）	○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二九法七一）	○ 大麻取締法（昭和二三法一二四）	○ 大麻取締法（昭和二三法一二四）
				○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三〇〇）	○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二九法七一）	○ 药物及び劇物取締法（昭和二五法三〇三）	○ 药物及び劇物取締法（昭和二五法三〇三）
						● 医療・公衆衛生	● 医療・公衆衛生

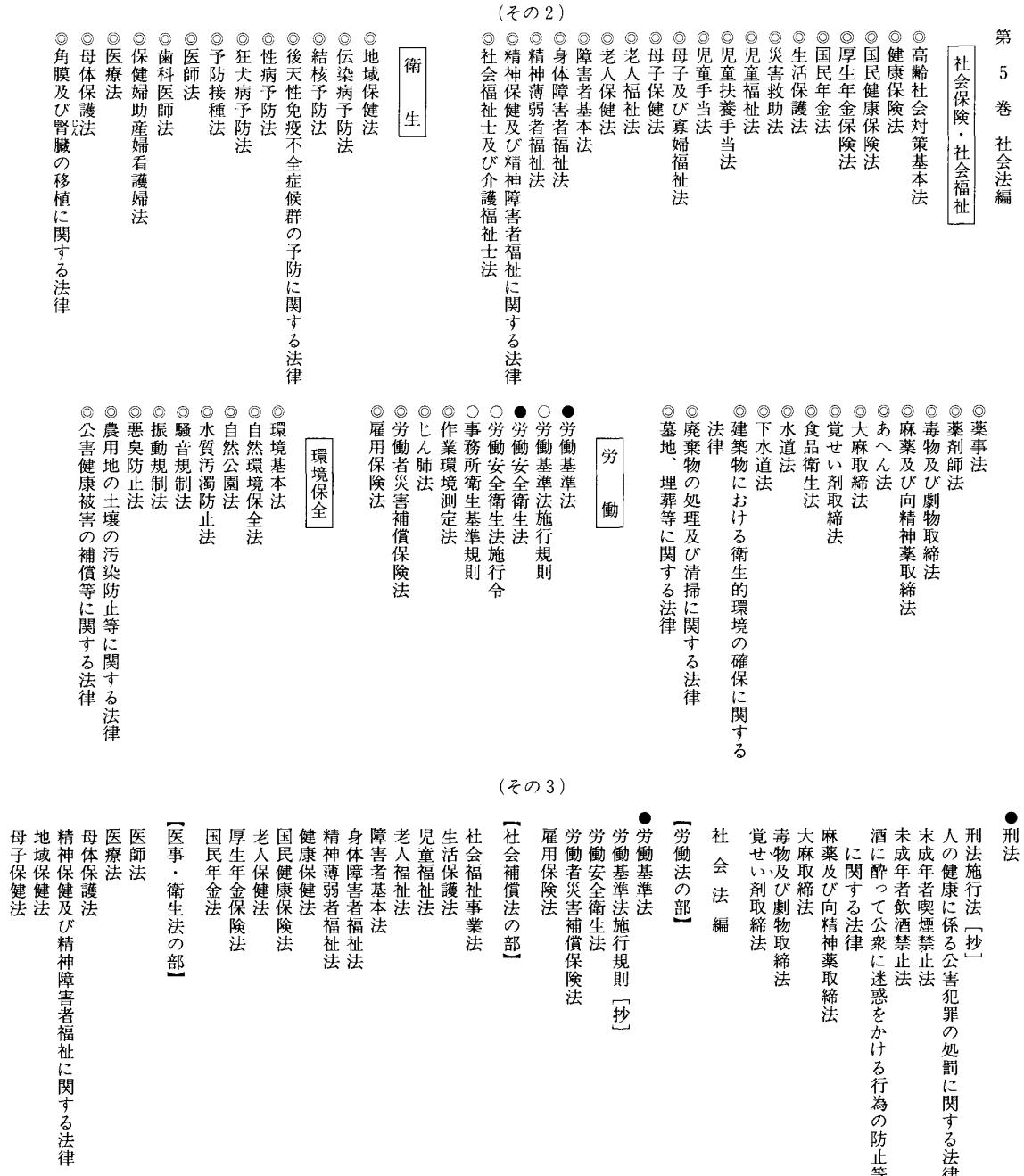
註：六法全書 平成9年版(1996) 有斐閣 東京 p. 17~19より作成

ないため、痘瘡膿の植えつけが唯一最効の感受性(host)対策であった。現代の疫学理論が上げる流行病阻止対策の3番目である感染源(agent)対策も、明治の初頭では患者そのものの隔離が有効と知って今日まで伝承されてきたといえよう。また刑法施行法(27・37条)により、旧刑法(明13年)の健康ヲ害スル罪(5章)伝染病

予防規則ニ関スル罪(246~249条)の上陸や流行地外への脱出等を刑罰の対象とした条項は単独に残され今日も有効である。

周期的な流行がもたらす大量死は幕末の不平等条約によるとして主権の恢復の証しともいえる伝染病予防法が明治30(1897)年に制定され爾来100年間有効に機能してきたといい得る。

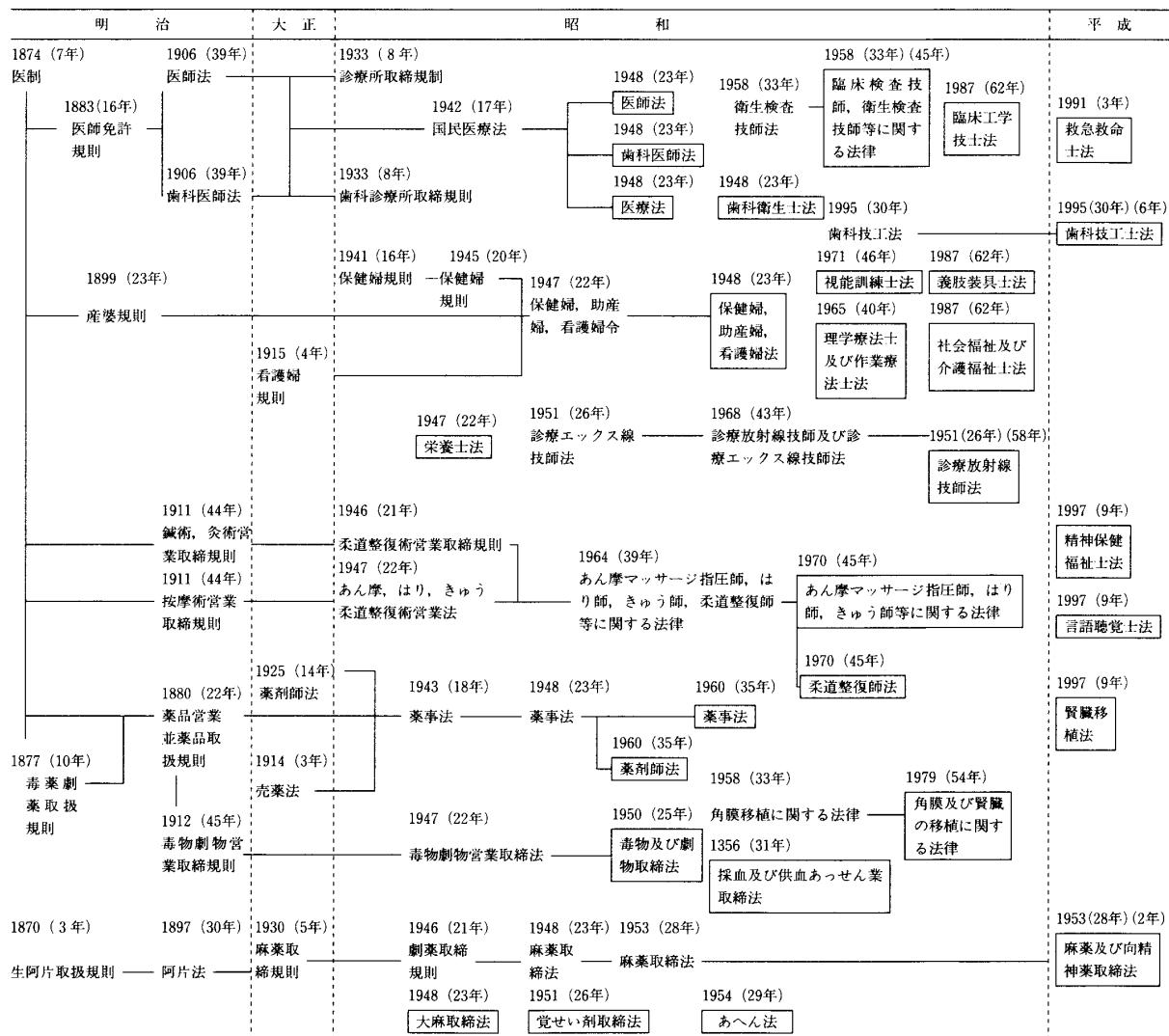
表5 SI社のわけ方(その2)とSA社のわけ方(その3)



註: 法務大臣官房司法法制調査部職員監修(1998) 分冊 六法全書 平成10年版

(社会法編) 新日本法規 東京 p. 5~6 模範六法 1998 三省堂 東京 p. 10

表6 第1群（医療関係の業種 薬剤等）



第二次大戦の終結により憲法が国民主権主義を掲げたけれども、伝染病予防法や食品衛生法、性病予防法にみられる人権への配慮が忘れられたような存在で來たのも占領軍と家族らの安心環境保全のためであったのかもしれない。

低栄養者のひしめく国への引揚者が D. D. T にまみれたのも発疹チフス流行防止のためであった。明治のコレラ取締の衛生警察にさかのぼる医療と人権軽視の法改正に気付くのに 1 世紀を要したその事実は、医療関係法規に秘そむ性格の 1 つとして学問的に整理される必要があるようと思われる。

感染症に対する新たな法体系は人権配慮とともに危険性の高い海外からの持ち込み感染症に

対しては、国や地方公共団体が即座に対応態勢をとれる仕組みである。人権侵害の有無判断は法学固有の領域であるけれども、歴史的にも多かった直接規制群とした。

学校は区画された集団で出おくれた場合の被害は大きく、例えばインフルエンザ流行に先がけた一斉休校の、教育権との論議をおくとして、疫学 3 原則を可成り充足する立場から第 2 群に含めた。

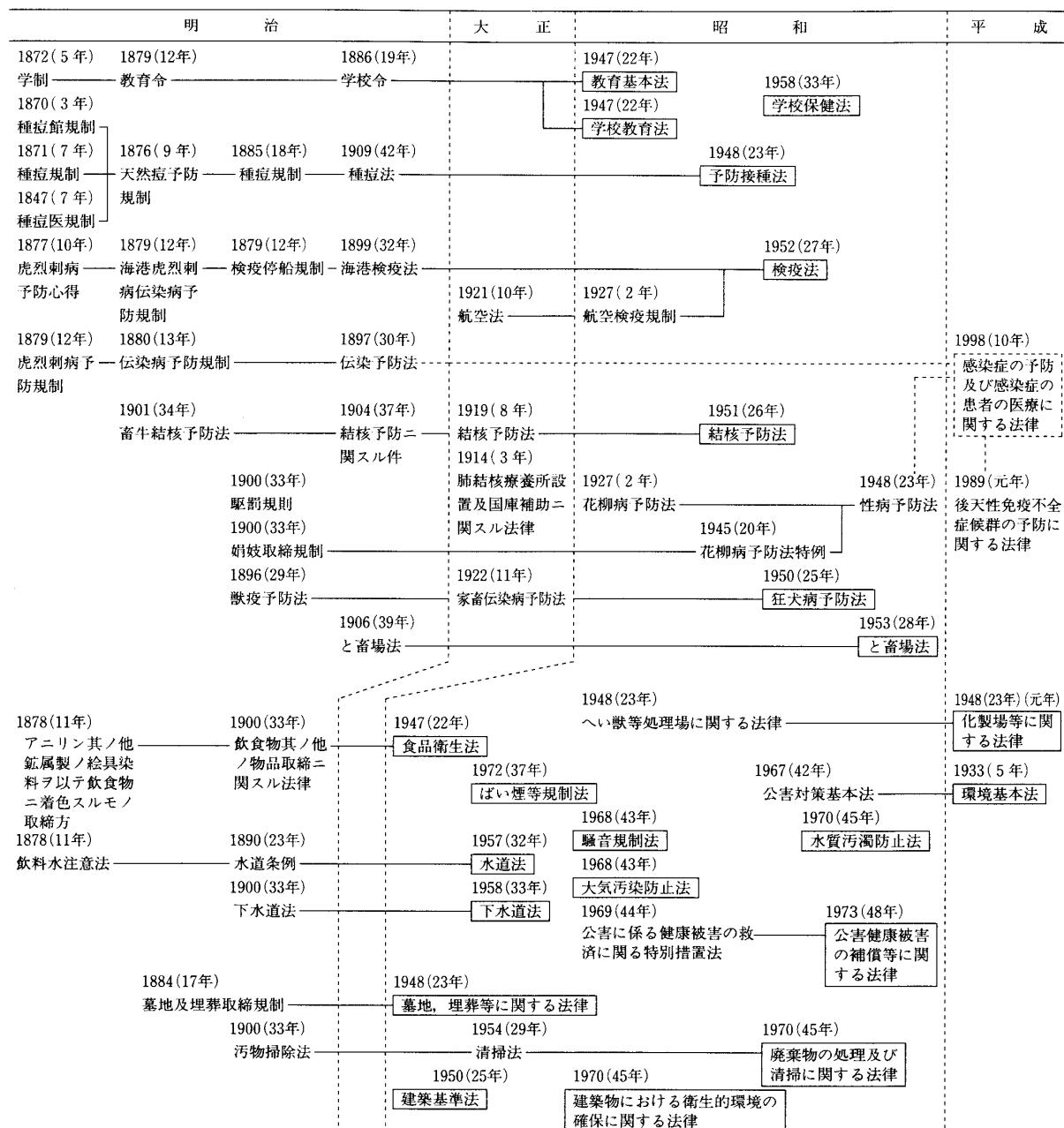
第 3 群（表 8）は給付群である。生活を保障する社会保障制度は所得を保障する金銭給付とサービスを給付する現物給付に分かれている。もっとも生活を脅かす不時の出費を強いられる傷病に対する医療の保障は現物給付サービスで

あるがその費用は健康保険法国民健康保険法に代表される社会保険を基本とする。これが「拠出原則をとり、保険事故を傷病のみに限定したゆえに」⁵⁾不就労を主因とする保険金拠出不能貧困者への生活保護法による医療扶助とさらに社会福祉医療としては児童福祉法で先天性の臓器障害児に生活能力を得させるための育成医療の給付(20条), 主として骨関節結核児童への療養に併せた学習の援助を行う療育の給付(21条の

九)がある。身体障害者福祉法には不完全治癒した状態の改善や二次障害の防止, 日常又は職業能力の回復などを目的とした更正医療(19条)が給付され, 人工透析等内部障害も含まれる。

明治7(1874)年, 上述した医制と同年に生活保護法の先祖ともいえる恤救規則が発布されたが, 「血縁地縁の情誼を第一義とし」教区の負担とした英國の貧民法と相似しており, 生存権が生活権の保障として意識されてくるには諸外

表7 第2群(感染蔓延防止 環境整備)



(註: H10.6 現在改正案のため点線とした)

国同様相応の年月が必要であった。今日受療側のコスト意識が働くかず、医療費上昇の疑念を診療録の開示等で解決しようとする動きもあるが、パイ全体が減少の方向である以上、健康に関する根元的な方策等を喫緊に迫られているのがこの群に集中した。

第4群（表9）は国内人口全数を知るための国勢調査を行う統計法をはじめ出生・死亡・死

産・婚姻・離婚という人口動態を把握し、これらの統計を作成経由する機関を定めた地方自治法や地域保健法など国の統治の根幹数値を得る諸法である。統計法ではほかに指定統計と承認統計を定め、また人工妊娠中絶実施報告を基にした届け出統計などの多種の統計とともに重要な施策の資料となる。

死体解剖保存法は死因を識り、医学及び歯学

表8 第3群（給付・福祉・衛生）

明 治	大 正	昭 和	平 成
1900 (33年)		1950 (25年)	1950(25年)(62年) 1950(25年)(62年)(7年)
精神病者監護法 1899 (32年) 行旅病人及 行旅死亡人 取扱法 1874 (7年) 恤救規則 1900 (33年) 感化法	1919 (8年) 精神病院法 1933 (8年) 児童虐待防止法 1929 (4年) 救護法 1937 (12年) 母子保護法	精神衛生法 1947 (22年) 児童福祉法 1949 (24年) 身体障害者福祉法 1950 (25年) 生活保護法 1964 (39年) 母子福祉法	精神保健法 1960 (35年) 精神薄弱者福祉法 1963 (38年) 1982 (57年) 老人福祉法 老人保健法 1970 (45年) 心身障害者対策基本法 1965 (40年) 母子保健法 1964 (39年)(56年) 母子及び寡婦福祉法
1911 (44年) 工場法	1921 (10年) 黄煙燐・製 造禁止法 1922 (11年) 健康保険法	1947 (22年) 労働基準法 1947 (22年) 労働者災害補 償保険法 1939 (14年) 船員保険法 1941 (16年) 労働者年金保 険法	1960 (35年) じん肺法 1972 (47年) 労働安全衛生法 1948 (23年) 国家公務員等共 済組合法 1954 (29年) 厚生年金保険法 1958 (33年) 地方公務員等共済組合法 1962 (37年) 1958 (33年) 1959 (34年) 国民健康保険法 国民年金法
			1991 (3年) 1997 (9年) 育児休業等育 児又は家族介 護を行なう労働 者の福祉に關 する法律 1913(3年)(7年) 育児休業・介護 休業等育児又は 家族介護を行な う労働者の福祉に 關する法律

表9 第4群（行政基本 他）

明 治	大 正	昭 和	平 成
	1921(11年) 人口動態 調査令	1946(21年) 人口動態調査令 1946(21年) 死産の届出に 関する規程 1947(22年) 戸籍法 1937(12年) 保健所法	1948(23年) 優生保護法 1947(22年) 統計法 1947(22年) 地方自治法 1947(22年) 保健所法
1886(29年) 〔民法〕		1949(24年) 死体解剖保存法 1952(27年) 栄養改善法	1983(58年) 医学及び歯学 の教育のため の献血に関する 法律
1907(40年) 〔刑法〕			1947(22年)(6年) 地域保健法

の教育のための献体に関する法律とともに間接に医療医学に貢献するが国が用意する他ない2法がこの群に入った。栄養改善法は国民栄養調査を行うことによって国民の栄養思想を高め、栄養状態を明らかに且つ改善の目標を示して国民の健康の向上に寄与してきた。

母体保護法は世界になかった人工妊娠中絶の法制化で、今日の老齢社会が国民全体の健康水準が上がる以前の原因といわれる少子化の先駆けとなった。女性の生む権利や地球資源に関連した人口への関与法である。民法と刑法は総体にかかわる意味でこの群に入れた。

4 医療関係法規について

1) 法・法律・規則

人類は集団生活をおくる上で互いに約束を守り合うため規制を作り、法とよんできた。外面からはわかりにくい心の内面による道徳倫理である自らの規制と区別して考えるが、これらに風俗や習慣も含めて法規範といわれる。

法には文字に書かれていない不文法と（判例の積み重ねや承認された慣習）と書かれた法（成文法＝法律）がある。

法律は国権の最高機関で唯一の立法機関である両議院で可決したとき法律となり（憲法41、59条）命令は行政の最高機関である内閣の発する政令（憲法73条1項6号、内閣法11条）、総理府の主管大臣として内閣総理大臣の発する総理府令、各大臣が委任に基づいて発する省令（国家行政組織法12条）、さらに各省外局たる行政委員会や庁の長官の発する命令もある。定められた法律制度を法制とよぶように、法令、法規は法律命令、法律規則の略である。重要順に並べた条文（条規・規定・規程・規則ともいう）の形式は似ているが、成立改廃を議決する法律とこれを具体的に補充する規則命令は大きく手続きが異なっている。

成文法や不文法のない場合の法は社会一般によって正当で理性にかなった判断と考えられる条理法が補い、侵すべからざる規範として從わしめるところに法の本質があるとする⁶⁾。

次に法の性格を単純な表現で把握するための講学上、公法、私法、社会法や行政法がある。

六法も同様であるが、内容は憲法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、民法、商法を指し、前4法を権力統治関係の公法とし、後2法の民法・商法は住民相互間の私法とよばれる性格の法である。しかし憲法でも社会保障的条文（25～29条）が置かれているように、民法でも権力的規定も混在する（818条1項未成年子の父母親権に従う）。行政法は広く政治を行う上の総称名で、國家の経済的関与規制の多い社会法の増加が古典的な刑法・民法を圧倒して、現行法令集の「内容は量的にみて大部分行政法といえるであろう」⁷⁾ことも事実である。しかし行政法の内容を個別に検討していくと最終的に私法関係が残るというような裁判の合理性に納得が多いほど行政法即公法ではなくなることになる。

国民により医療を保障するための担い手たちの資格と業務の違反に罰則を置き公法関係といい得るが医制は「元来医師と患者の間における診療契約を中心として構成されてきて」⁸⁾おり同意の学説⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾や判例も多い。「社会保険は単に医療費の支払方法の問題であり」¹²⁾生活保護法による指定医療機関で療養の給付をうけている患者は直接その機関と診療契約を締結されたとみるのが相当（大阪地判昭和60.9.13判例タイムス596-50）とし、事前の損害責任の全面放棄的な同意書も同様に自由な意思への制限が契約の本旨に反するとの意であろう（大阪地判昭和37.9.14判例時報314-12）（東京高判昭和42.7.11下民集18-7-792）。精神病院へ収容保護入院の委託を公法上の契約関係とした判例もあるけれども¹³⁾「福祉の措置を契約と構成していくことが被措置者の個性・自由性・尊厳性の向上に望ましく、福祉・医療サービスの行政法学から契約法（学）を中心に再構成の要があるとされる。

法の専門職ではないので法解釈上諺的に用いられる二・三を上げる。「特別法は一般法に優る」とは一般法の刑法墮胎罪に母体保護法が特別法という関係で、特定の人・物・事柄などのための法律をいう。「後法は先方に優る」とは新法の施行後は後法効果について移行的明記がされない限り失効し、「一時不溯及」とは受傷が原因で死亡に致ったとき受傷時の事件が終結している場合は新たに致死罪として再審理させないとい

う法理で法的安定を目的とする。

2) 福祉・衛生・保健

憲法25条II項には社会福祉、社会保障、公衆衛生が併記されている。

社会福祉は昭和20年代に制定をみた児童福祉法、身体障害者法、生活保護法を福祉3法、昭和30年代の精神薄弱者福祉法と老人福祉法を加え福祉5法などとよび、身体障害者福祉法と精神薄弱者福祉法、老人福祉法には福祉を目的として定めたとし、何れもわかりやすい。

衛生はギリシャ神話の健康女神 hygiene に源があり、生（生命・生活・生計・生産・生殖）を衛るとされ、「保健（学）は健康そのものにより近づいた領域を形成していると考えられる（が）、対象とする範囲は広範であり、疾病的ケアに広く深く関わるといってよい……（著者）¹⁵⁾或いは「保健という用語は公衆衛生と医療を包括した意味で health service は予防的な対人サービスとして medical service と対応して用いるが health care という場合には予防、治療、リハビリテーションを包括した意味で WHO の専門委員会報告などの用い方と同じ意味である」¹⁶⁾が、保健と保険のまぎらわしさもあって国民健康基本法の提言¹⁷⁾もあった。行政では定義と所掌で揺らぎがないが、福祉に比べて相互重疊的な保健・衛生・予防のつく法律名が先ず多いことである。

法のおかれた目的をみると関係職種では公衆衛生の向上増進普及又は寄与、医療の普及などが掲げてある。保健と福祉の両者を並べた「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、医療及び保護並びに保健及び福祉を施設、地域での社会復帰の総合的施策とする保健・医療・福祉とある。同様に老後の健康保障、適切な医療、予防、治療、機能訓練等の保健事業を行い、保健の向上及び老人福祉の増進を図ると福祉が加わっていても法律名は「老人保健法」と称し、表4表5では3社とも社会福祉に入っていたが、母子保健法は結核とともに乳児死亡率激減を実現させた保健所の固有事業と目される未熟児医療（養育医療20条）が福祉医療に上げられているためか2社で社会福祉に入っていた。

社会福祉法規に保健所業務が追加のように入

っているものに児童福祉法（18条の三）があり、児童の健康面での必要な助言を、老人福祉法（8条）で老人の施設等に栄養の改善その他必要な助言を与えるとした。身体障害者福祉法（5条）も医療保健施設に保健所が入っているが、地域保健法（5条）には保健医療と社会福祉施設の有機的な連携を図るための所管区域を設定しなければならないとは書かれてはいても、福祉各法に保健所業務が具体的に明記されていることを知らない受験者にとって条文をみていないと正解できない、かつての落とし穴である。同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第57条の規定の施行について（昭31、文初保502・衛発823、文部省初等中等局長・厚生省公衆衛生局長通知）は保健所と教育委員会の関係についての政令と同趣旨で、保健所の協力・助言援助が詳しく各県教育委員会・各知事・各保健所設置市長宛通知されている。

中央省庁では別個の部署ではあるが地域での協働を法規上定めたものに労働省関係もある。

3) 医療・医療関係

医療法（1条の二後段）によれば医療の「内容は単に治療のみならず、疾病的予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質且つ適切なもの」と定義されている。

我が国では昭和25年の社会保障制度に関する勧告で、医療の範囲として医療給付に診療、薬剤又は治療剤の支給、処置手術他、入院、看護、移送の現物給付を原則とし、例外的な療養費の支給（健保44の2、69の14、船保29の2、国公共済56、国保54）を医療費の償還とよんで医療は治療である。

治療を保障するための主たる法である健康保険法、国民健康保険法による医療保険は健康保険とよばれつづけてきている。

これに対し英国ではビバリッジ報告（1942年 Beveridge Report）に基づく国民保健事業法（1946年 National Health Service—N.H.S）には医療に予防とりハビリテーションを含めているのに、我が国の予防接種は未だに保険給付の対象になっていない。

Leavell と Clark の疾病の自然史の考え方は前疾病状態の程度に応じて健康増進からリハビ

リテーションまで5段階の疾病対策の方法論を系統的に位置づけた¹⁸⁾ものとして広く知られているが、日本医師会¹⁹⁾では早くから包括医療の概念を提唱し、地域保健活動の内容を意味するものとした。公衆衛生学でいう地域保健活動とは住民参加、専門家たちの関与、公けの関与の3者をいうが上のClarkがMacMabonと行った、39人の論説をまとめて紹介した予防医学に関する編集で、公衆衛生として強調されている専門家による教育²⁰⁾は、一人一人の住民に対する対応を重視するからこそ、我が国では医師法24条の受診時の療養指導に定められているのであって、治療は単なる技術ではなく、予防から社会復帰に亘る最も有効な衛生教育の機会であるからである。

医療に関する職種は医療法1条の二に「医師・歯科医師・薬剤師・看護婦その他の医療の担い手」とあり、その他が具体的に上げられていない。届出職種は以上の4種の他に保健婦・助産婦・歯科衛生士・歯科技工士・あんま・マッサージ・指圧師・はり・きゅう師・柔道整復士の計14種であるが、あんま師以降の後半6種を入れない医師から歯科技工士までと準看護婦・診療放射線技師・臨床検査技師・衛生検査技師・理学療法士、作業療法士・視能訓練士・臨床工学校技師・義肢装具士・救急救命士の計18種を医療スタッフとした呼び方もある²¹⁾。

厚生省健康政策局が扱った医療関係職種の教育課程等の改善に関する検討会意見書(平7年)では医師・歯科医師以外の職種は15種とあり、文部省では21世紀医学・医療懇談会第一次報告(平8年)に医療の担い手を総称して医療人とよび、うち医師・歯科医師を除いた医療関係職種を総称してコ・メディカルを用いる、さらに第二次報告(平9年)では介護サービスに携わる専門職のうち社会福祉士・介護福祉士・看護婦(士)・保健婦(士)・理学療法士・作業療法士・医師・歯科医師・薬剤士の9種を介護関係人材とし専門職育成の推進として歯科衛生士・栄養士・ST(Speech Therapist)を加え、国において福祉等に関する基礎的法知識の幅広い教養のほか、これら人材育成に係わる大学等においては教育の重視を徹底する要ありとした。

厚生省医療職種の効率的分担に関する研究会によれば²²⁾、新職種の創設は必要やむを得ざるものに限ること、また安全、確実に実施できる業務について共通する技術的基盤が生じている隣接職種間のオーバーラップを認めるにし診療放射線技師と視能訓練士と臨床検査技師の業務範囲が拡大した(各施行令平5年4月)。

日本健康科学学会誌(Health Sciences 11(4))では「健康に関する職種の現状と将来」で福祉介護職種、社会体育、栄養職種などを入れた特集を組み、今後の方向を示す数少ない業績である。

メディシンダンス(北米のまじない踊り)やメディシンボール(新修体育大辞典1986. 4版、不昧堂、東京、p. 1471. 最新コンサイス英和辞典1973. 10版、三省堂編集所、東京、p. 691.)に継承されているか癒しの呪術をふくめmedicineは主として内科的医療を指す。又 take one's medicineがいやなことをがまんするの文例にあるように、不潔や危険をタブー視して禁止によって健康安全を衛ってきた医療福祉の歴史と公共の福祉への追求が今後の課題であろう。

加えて最近の米国の動きをみても例えば男性の運動強度と長命の関係²³⁾とか、健康増進及び疾患予防には必要な身体活動量と質について、具体的には全米の成人は中程度以上の身体活動を30分以上週日の大部分出来れば毎日行うべきであると米スポーツ医学専門学校と疾病管理予防センターから勧告²⁴⁾を出し、日本よりも厳しい医療費対策のせいか疾病予防と運動指導が一体である。日本の医療・看護・健康科学系の運動療法に対する意識調査²⁵⁾の段階で関係職の認識は未だ薄いといわざるを得ない。

「社会的需要に思いを至せば、伝統的な医療・看護の役割、知識ならびに技術の応用は広がり、洗練された(sophisticated health personal)健康要員の採用についての脅威を感じるなら充分な能力を獲得する努力を忘れた社会的な見当違いがひどいからにすぎない」²⁶⁾のである。

5 おわりに

医療を広義に包括医療としてとらえ、地域保健活動が精神障害者のケアに道を開いた、その

頃から国民健康保健法¹⁷⁾あるいは公衆衛生基本法が提唱²⁷⁾されている。

「少なくとも I 項のいうところの最低生活は健康でなければならず人間たるにふさわしいものでなければならない点に理論的争いはない(この状況は)福祉とまぎらわしいほどにまで広」²⁸⁾く、4 群別の作業を行うまでもない。

「社会福祉の所得条件が外され、利用者負担が課せられる方向にあり、普遍主義による給付の方が選別主義による給付より圧倒的に多く」²⁹⁾

制度としての医療現物サービスに歩み寄りがみられるとき、医療が福祉や公衆衛生とどれほど一体感が持てるか法規の役割は大である。しかし憲法25条が「法の空白地域」³⁰⁾とよばれるのは資本の論理ではない、心の通い合いで成り立つ分野であり、所得の保障の金銭給付でなく、社会福祉と公衆衛生は夫々の人に入った健康へのサービス分野であり、法規は最小限最後部に控えた役割であることは申すまでもない。

文 献

- 1) 小野 恵 (1993) 関係法規の一考察. 日本衛生学会雑誌, 48(1), 525—525.
- 2) 小野 恵 (1992) 関係法規学習への一試論. 東京女子医大看護短期大学研究紀要, (14), 79—79.
- 3) 野崎貞彦 (1991) 保健・医療・栄養関係者のための精解衛生法規. 初版, 第一出版, 東京, pp 6—6.
- 4) 菅野耕毅 (1992) 医事法学概論. 菅野耕毅, 高江洲義矩編, 初版, 医師薬出版, 東京, pp 28—28.
- 5) 荒木誠之 (1986) 医療保障のあり方. ジュリスト増刊総合特集, —日本のこれから—, No. 44, 18—18.
- 6) 真田秀夫 (1960) 法学通論. 地方公務員研修選書(1), 初版, 学陽書房, 東京, pp 12—12.
- 7) 相原相一 (1966) 福祉行政の概念—これからの水産行政の実態によって考察したる—. 公法研究, (28), 194—194.
- 8) 下山瑛二 (1984) 医療と人権 医療の強制と人権. 加藤一郎, 森島昭夫編, 初版, 有斐閣, pp 331—331.
- 9) 野田 寛 (1987) 医事法中巻. 現代法律学全集58, 初版, 青林書院, 東京, pp 368—368.
- 10) 中川 淳 (1989) 医療関係者と患者の関係. 中川 淳, 大野真義編, 医療関係者法学, 現代医療と法, 初版, 世界文化社, pp 55—55.
- 11) 4) pp 122—122.
- 12) 加藤一郎 (1976) 医療をめぐる諸問題. 加藤一郎, 鈴木 潔編, 初版, 法曹会, 東京, pp 113—113.
- 13) 宇都木伸 (1994) 医療施設. 宇都木伸, 平林勝政編, 初版, 尚学社, 東京, pp 271—271.
- 14) 河野正輝 (1991) 社会福祉の権利構造. 初版, 有斐閣, 東京, pp 273—273.
- 15) 小泉 明 (1987) 個人と集団の健康指標. 公衆衛生, 51(1), 4—4.
- 16) 橋本正巳 (1968) 地域保健活動. 1版, 医学書院, 東京, pp 7—7.
- 17) 曽田長宗 (1973) 医療行政の問題点. ジュリスト臨時増刊特集, —医療と人権—, No. 548, 238—238.
- 18) Leavell HR. and Clark EG (1958) Preventive medicine for the doctor in his community. *An epidemiologic approach*. McGraw-Hill book company inc., New York, pp 22—22.
- 19) 日本医師会編 (1964) 国民医療年鑑 昭39年版. 春秋社, 東京, pp 27—27.
- 20) Clark D. W. and MacMabon B. (1967) Preventive Medicine. Littel Brown and company, Boston, pp 6—6.
- 21) 平林勝政 (1994) 医療スタッフの法的規制. 宇都木伸, 平林勝政編, 初版, 尚学社, 東京, pp 203—203.
- 22) 厚生統計協会 (1997) 国民衛生の動向. 40(15), 205—205.
- 23) Lee IM, Shish CC and Paffenbarger RS (1995) Exercise Intensity and Longevity in Men. *JAMA*, 273 (15), 1179—1184.
- 24) Pate RR, Pratt M, Blair SN, Haskell WL, Macera CA, Bouchard C, Buchner D, Ettinger W, Heath GW, King AC, Kriska A, Leon AS, Marcus BH, Morris J, Paffenbarger RS, Patrick K, Pollock ML,

- Rippe JM, Sallis J and Wilmore JH, (1995) Physical Activity and Public Health, A Recommendation From the Centers for Disease Control and Prevention and the American College of Sports Medicine. *JAMA*, **273**(5), 402—407.
- 25) 山本武志, 朝倉隆司 (1995) 医療・看護・健康科学系の学生における運動療法に対する意識の比較. 東京学芸大学紀要 第5部門47集, 293—301.
- 26) Mahler H (1975) Health for all by the year 2000. *WHO chronicle*, **29**, 459—459.
- 27) 橋本正巳 (1983) 公衆衛生の課題と将来の展望. 笠山 京編, 公衆衛生とその基本問題, 社会保障叢書3, 至誠堂, 東京, pp 37—37.
- 28) 宇都木伸 (1983) 医療保障における公的責任. 社会保障研究, **19**(3), 288—288.
- 29) 堀 勝洋 (1994) 社会保障法総論. 初版, 東京大学出版会, 東京, pp 31—31.
- 30) 堀田 力 (1993) 法理論の空白領域. ジュリスト増刊, 高齢社会と在宅ケア, 169—169.